

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(文化観光局分)(令和7年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	スポーツ施設課	228-7567	白鷺公園運動施設巡視等業務	公益財団法人堺市就労支援協会	8,313,800	R7.4.1	<p>本業務は、白鷺公園運動施設巡視等業務とあわせて、業務を活用して市内在住の障害者、ひとり親家庭の母親、生活保護受給者等の就労困難者に対する就労訓練を実施する業務である。</p> <p>本市では、『働く意欲のあるすべての人の就業支援』を行うため、若年者の就職や、中小企業の人材確保、女性の更なる活躍推進及び障害者をはじめとした就職困難者の就労に係る各種支援事業を実施しているところである。</p> <p>就職困難者の中には就労に対する意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため、民間企業での勤務に対する不安を持っているなどの理由により、就労に踏み出せない者がいる。行政として、当該就労困難者に対して、将来的に安定した就労を実現するための準備としての「働く場」や「教育・研修の場」の提供を通じて、民間企業等への雇用促進を図る必要がある。</p> <p>上記目的を達成するためには、公益財団法人として、本市と連携して就労困難者を中心とした市民の就労促進等に取り組み、地域就労支援センターにおける雇用・就労相談等において本市の雇用情勢や就労困難者の状況に精通し、就労困難者に対する就労訓練や就職支援の実績・ノウハウを有する唯一の団体である公益財団法人堺市就労支援協会を通じて就労支援を行うことが最も適している。</p> <p>また、本業務は、業務に必要な技術の習熟が見込まれること、民間企業においても同様の業務が多く見込まれることから、当該就労困難者の民間企業への就労を支援するものとしては、発注することに適しているものである。</p> <p>以上のことから、本業務は性質・目的が競争入札に適さず、公益財団法人堺市就労支援協会へ随意契約するものである。(根拠法令)地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>	1者随契	
2	スポーツ施設課	228-7567	みなと堺グリーンひろば等除草・清掃業務	公益財団法人堺市就労支援協会	22,994,559	R7.4.1	<p>本業務は、みなと堺グリーンひろば等除草・清掃等をあわせて、業務を活用して市内在住の障害者、ひとり親家庭の母親、生活保護受給者等の就労困難者に対する就労訓練を実施する業務である。</p> <p>本市では、『働く意欲のあるすべての人の就業支援』を行うため、若年者の就職や、中小企業の人材確保、女性の更なる活躍推進及び障害者をはじめとした就職困難者の就労に係る各種支援事業を実施しているところである。</p> <p>就職困難者の中には就労に対する意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため、民間企業での勤務に対する不安を持っているなどの理由により、就労に踏み出せない者がいる。行政として、当該就労困難者に対して、将来的に安定した就労を実現するための準備としての「働く場」や「教育・研修の場」の提供を通じて、民間企業等への雇用促進を図る必要がある。</p> <p>上記目的を達成するためには、公益財団法人として、本市と連携して就労困難者を中心とした市民の就労促進等に取り組み、地域就労支援センターにおける雇用・就労相談等において本市の雇用情勢や就労困難者の状況に精通し、就労困難者に対する就労訓練や就職支援の実績・ノウハウを有する唯一の団体である公益財団法人堺市就労支援協会を通じて就労支援を行うことが最も適している。</p> <p>また、本業務は、作業内容が比較的容易で取り組みやすいこと、業務に必要な技術の習熟が見込まれること、民間企業においても同様の業務が多く見込まれることから、当該就労困難者の民間企業への就労を支援するものとしては、発注することに適しているものである。</p> <p>以上のことから、本業務は性質・目的が競争入札に適さず、公益財団法人堺市就労支援協会へ随意契約を行うものである。(根拠法令)地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>	1者随契	
3	文化課	228-7143	堺市立東文化会館駐車場料金徴収業務	ベルヒル管理組合	1,452,000	R7.4.1	<p>当該駐車場は、北野田駅前B地区市街地再開発事業における施設建築物であるベルヒルの一部を市が購入したものである。この建物は商業施設・住宅等を含んでいるが、市が専有部分として所有している駐車場は、商業施設等の共用駐車場及び住宅共用駐車場と出入口、車路及び駐車場管理等を共用しており、かつ駐車場施設の中でも上層階に位置することから、他の駐車場部分との一体的管理が必要となる。また、当該駐車場の保守管理や警備等の業務は市を含めた区分所有者が管理組合へ支払う管理費(負担金)によって行われることとなっている。</p> <p>以上の理由により、当該建物の管理組合であり下層階の共用駐車場の管理主体であるベルヒル管理組合との随意契約が必要である。(根拠法令)地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>	1者随契	

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(文化観光局分)(令和7年4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
4	学芸課	245-6201	堺市茶室運営及び維持管理業務	公益社団法人 堺観光コンベンション協会	5,047,636	R7.4.1	<p>当該業務は堺市茶室条例(昭和55年条例第18号。以下「条例」という。)及び条例施行規則(平成20年規則第79号)に基づいて、登録有形文化財である伸庵と黄梅庵(以下「茶室」という。)の使用者への茶道に関する専門的な事項についての支援及び茶室の活用に係る適切な運営及び維持管理等を行うことにより、本市にゆかりある茶の湯茶道の維持及び振興を図り、市民の文化と教養の向上に資することを目的とする。当該目的を達成するためには、本市にゆかりある茶道についての専門知識に加えて、茶の湯文化振興のための発信力や誘客力が必要である。</p> <p>公益社団法人堺観光コンベンション協会は、本市出身の千利休が確立した茶の湯(茶道)を受け継ぐ千家流茶道(表千家、裏千家、武者小路千家)の各免許を保有する者が所属する唯一の団体である。また、当該団体は、堺市およびその周辺地域の観光に関する事業ならびにコンベンションに関する事業の振興をはかることにより、地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的として設立された団体であることから、発信力・誘客力にも優れ、当該団体と契約することが最も適している。</p> <p>仮に、本市にゆかりある茶道に関する専門知識や茶の湯文化振興のための発信力・誘客力を有しない者が本業務を履行すると、専門知識に基づく茶室運営・維持管理や適切な発信・誘客ができず、条例の設置目的及び業務目的を達成できない。</p> <p>以上のことから、本業務の目的を達成するためには、本市にゆかりある茶道についての専門知識並びに茶の湯文化振興のための発信力及び誘客力を有する公益社団法人堺観光コンベンション協会と契約することが最も適しており、当該相手方と随意契約を行うものである。</p> <p>(根拠法令) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>	1者随契	